

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
指定公金事務取扱者に公金の徴収の事務を委託した件 二四
- 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があつた件 二四
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 二四
- 道路の区域を変更する件 二四
- 道路の供用を開始する件 二四
- 堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した件 二四
- 随意契約の相手方を決定した件 二四
- 大規模小売店舗立地法による廃止の届出があつた件 二四
- 県営土地改良事業の工事が完了した件二件 二四
- 一般競争入札を行う件 二四
- 福島県病院局 二四
- 指定公金事務取扱者に公金の収納の事務を委託した件三件 二五

告 示

福島県告示第三百九十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定により、公金の徴収の事務を次のとおり指定公金事務取扱者（同条第二項の指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）に委託した。

令和八年六月二日

- 一 指定公金事務取扱者の名称
公益財団法人福島県産業振興センター

福島県知事 内堀雅雄

- 二 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
福島県福島市三河南町一番二十号
- 三 指定公金事務取扱者を指定した日
令和八年四月一日
- 四 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
福島県ハイテクプラザ（一部）の施設及び設備使用料の徴収業務
- 五 指定公金事務取扱者に委託した日
令和八年四月一日

（産業振興課）

福島県告示第三百九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和八年六月二日から同年十月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和八年六月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン福島店 福島県福島市南矢野目字西荒田五十番地十七ほか
- 二 変更した事項
 - 1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 - （変更前）イオン東北株式会社
代表取締役 辻 雅信
 - （変更後）イオン東北株式会社
代表取締役 西垣 幸則
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 - （変更前）イオン東北株式会社
代表取締役 辻 雅信
 - （変更後）イオン東北株式会社
代表取締役 西垣 幸則
- 三 変更した年月日
令和八年三月十九日
- 四 届出年月日
令和八年五月二十一日
- 五 届出をした者
イオン東北株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第三百九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年六月二日から同年七月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び二本松市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年六月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ベイシア安達店 福島県二本松市油井字福岡百四十番地一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第三百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和八年六月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道玉川 鏡石線	岩瀬郡鏡石町成田原町 八六番四地先から 同 郡同 町成田原町 七二番三地先まで	変更前	八・九 一・一・六	三二・八
		変更後	七・九 八・九	三二・八

（道路計画課）

福島県告示第三百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和八年六月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月二日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道玉川鏡石線	岩瀬郡鏡石町成田原町八六番四地 先から 同 郡同 町成田原町七二番三地 先まで	令和八年六月二日

（道路計画課）

福島県告示第三百九十七号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した。

その関係図書は、福島県土木部河川計画課及び福島県南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年六月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 河川の名称
一級河川久慈川水系久慈川
- 二 河川管理施設の名称又は種類
右岸堤防
- 三 河川管理施設の位置
東白川郡棚倉町大字上手沢字祖父岡九十五番地先から東白川郡棚倉町大字上手沢字祖父岡百六番地二先まで
- 四 管理を行う者の氏名及び住所
道路管理者 棚倉町長 宮川 政夫 東白川郡棚倉町大字中居野三十三
- 五 管理の内容
1 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもつぱら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 4 1、2及び3に掲げるもののほか、道路法（昭和二十七年法律第八十号）又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理（道路専用施設以外の部分に係る同法第二十二條第一項又は第五十八條第一項の規定による権限の行使を除く。）
- 六 管理の期間
令和八年三月十二日から道路の存続する日まで

（河川計画課）

公告第125号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける住民基本台帳ネットワークシステムにおける県ネットワークの監視及び保守に関する業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和8年6月2日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
住民基本台帳ネットワークシステムにおける県ネットワークの監視及び保守に関する業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部市町村総室市町村行政課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25番地
- 5 随意契約に係る契約金額
53,443,440円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（市町村行政課）

公告第百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。
令和八年六月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
リンクスクエア八山田五丁目 福島県郡山市八山田五丁目二百三十四番ほか
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
千二百六十四平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
零平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
令和八年五月二十日
- 五 届出年月日
令和八年五月二十日
- 六 届出をした者
東日本ダイワ株式会社

（商業まちづくり課）

公告第百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により、桂沢第一地区に係る県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業（地震・豪雨対策型））の工事は令和七年十二月二十五日完了したので公告する。
令和八年六月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

公告第百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により、会津北部地区に係る県営水利施設等保全高度化事業（一般型（基幹水利施設保全型））の工事は令和八年三月十六日完了したので公告する。
令和八年六月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

公告第129号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和8年6月2日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 除雪ドーザⅢ（18t級） 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和9年3月26日（金）
- (4) 納入場所 福島県猪苗代土木事務所（福島県耶麻郡猪苗代町字梨木西70番地）
- (5) 最初の契約に係る入札の公告の日 令和8年2月27日（金）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
 - (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
 - (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
 - (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和8年6月24日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和8年6月2日（火）から同月24日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙18枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和8年6月10日（水）午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和8年6月10日（水）午前11時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和8年7月15日（水）午後1時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月14日（火）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Tractor with Snow Plow3 (18t class) 1 unit

(2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 15 July 2026

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 14 July 2026

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima

960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

福島県病院局

福島県病院局告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2で準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金の収納に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者（同条第2項の指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）に委託した。

令和8年6月2日

福島県病院事業管理者 挾 間 章 博

- 1 指定公金事務取扱者の名称
株式会社ソラスト
- 2 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
東京都港区港南二丁目15番3号
- 3 指定公金事務取扱者を指定した日
令和8年3月31日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
福島県立ふくしま医療センターこころの杜における診療費等の収納事務
- 5 指定公金事務取扱者に委託した日
令和8年4月1日

（病院経営課）

福島県病院局告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2で準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金の収納に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者（同条第2項の指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）に委託した。

令和8年6月2日

福島県病院事業管理者 挾 間 章 博

- 1 指定公金事務取扱者の名称
株式会社ソラスト
- 2 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
東京都港区港南二丁目15番3号
- 3 指定公金事務取扱者を指定した日
令和8年3月27日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
福島県立宮下病院における診療費等の収納事務
- 5 指定公金事務取扱者に委託した日
令和8年3月27日

（病院経営課）

福島県病院局告示第3号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2で準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金の収納に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者（同条第2項の指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）に委託した。

令和8年6月2日

福島県病院事業管理者 挾 間 章 博

- 1 指定公金事務取扱者の名称
株式会社ニチイ学館
- 2 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
- 3 指定公金事務取扱者を指定した日
令和8年3月31日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
福島県立南会津病院における診療費等の収納事務
- 5 指定公金事務取扱者に委託した日
令和8年4月1日

（病院経営課）